

(2) プロジェクト研究

研 究 課 題	研究期間	研究代表者等
1) 障害のある子どもが高度情報化社会に適応していくためのカリキュラム開発に関する基礎的研究	10～13年度	中村 均 (情報教育研究部長)
2) 学習障害児の実態把握、指導方法、支援体制に関する実証的研究	11～14年度	原 仁 (病弱教育研究部長)
3) 通常学級において留意して指導することとなっている児童生徒に対する指導および支援体制の充実・整備等に関する研究	11～13年度	笹本 健 (肢体不自由教育研究部長)
4) 盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際研究 ― 自立活動を中心に ―	12～15年度	後上 鐵夫 (重複障害教育研究部長)
5) 多様化している情緒障害児教育における一貫性と継続性に関する実際研究	12～14年度	渥美 義賢 (情緒障害教育研究部長)
6) 教材教具の試作研究「重度・重複障害児のための『応答する環境』の開発についての実際研究」	12～13年度	「主管研究部」 重複障害教育研究部
7) マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発	13～15年度	中村 均 (情報教育研究部長)
8) 21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究	13～15年度	川住 隆一 (重複障害教育研究部室長)
9) 特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究	13～15年度	滝坂 信一 (肢体不自由教育研究部室長)

指導の場、形態等について検討する必要があること、②高機能自閉症への教育と心気性の情緒障害児への教育の違いを考慮しつつ、両者に対する教育的対応の在り方を見直していく必要があること等を踏まえることとした。具体的には、高機能自閉症、LD、ADHD、心気性の情緒障害それぞれの社会性障害の特質（強み）を分析するとともに、それぞれの障害への対応の在り方について検討を開始する。

（研究全体の概要）

これまでの研究から、自閉症、アスペルガー障害、非定型自閉症等の自閉症関連障害児、及び学習障害児の一部にも認められる社会性の発達未熟さや歪みの問題は、物事の取次や行動の意図を察知する能力、いわゆる社会的認知能力の欠陥が、その基礎にあるらしいことが明らかになっている。本研究ではまず、感情認知課題、誤信土曜題、製作課題をはじめとした多様なアプローチにより、社会性障害の本質について、言語的側面及び非言語的・身体運動的側面から検討する。

次に、これらの検討結果を踏まえて、小集団指導、ゲームや劇法を通じた社会性の指導、社会適応指導をはじめ、社会性訓練（SST）、社会的ストーリー技法など、社会性を育てることを目的とした様々な

● 研究の概要

1) 障害のある子どもが高度情報化社会に適応していくためのカリキュラム開発に関する基礎的研究

(研究の趣旨及び目的)

障害児・者が様々な情報機器を有効に活用して他者とのコミュニケーションを図り、豊富な情報を得たり、相互に情報を交換し、それらの情報を適切に取捨選択・整理活用して自らの生活の質を高めるとともに、自立し社会参加していけるような教育の充実が今後欠かせないものであるといえる。いわゆるこれらの「情報教育」に関し、文部省の「情報教育の推進に関する調査協力者会議」の審議結果を基に、どのような内容をどのように教育するか、その際活用する機器や教材はどのようなものがあり、どのように使用するのか、どのような工夫が考えられるのかを具体的に教員の観点から探り、教育現場でのカリキュラム開発のための基礎的研究を行う。また、情報教育を担当する教員の支援の方途についても検討する。

(研究全体の概要)

(1) 先行研究の把握及び文献研究

(2) 特殊教育センター等の取り組みや学校における指導の実態調査

- ・情報教育に取り上げている内容と指導方法の調査
- ・障害児のコミュニケーション手段としての活用方法等の調査
- ・コンピュータ利用に伴う弊害について
- ・教員の指導技術を高めるための工夫及び支援について

(3) 多様な障害に対応した指導内容・方法の検討

- ・指導目標について
- ・指導内容の取捨選択について

(4) 教員支援の内容の検討

- ・情報教育を行う教員の知識・技術向上に必要な内容について

2) 学習障害児の実態把握、指導方法、支援体制に関する実証的研究

(研究の趣旨及び目的)

本研究所では、これまで特別研究「教科学習に特異な困難を示す児童生徒の類型化と指導方法の研究」(平成3年～6年度)、「学習困難児の指導方法に関する実証的研究」(平成7年～10年度)を通じて、学習に困難を示す児童生徒の理解や指導方法等について検討してきた。今後は、それらについて継続的発展的に研究を進め、特異な学習困難の評価票の標準化、各学校での学習困難を示す児童生徒の実態把握、指導方法ならびに支援体制の構築等を目指す。

(研究全体の概要)

次の5つの観点から、研究を進める。

(1) 学習障害の判定・実態把握基準の検討

特異な学習困難の評価票の標準化、及び学内委員会の編成などを行う。

(2) 専門家チームによる判定・実態把握基準の検討

専門家チームの設置と編成、及び判定方法の試行を行う。

(3) 研究協力校における、学習障害児に対する教育的対応の改善方法についての検討

個別の指導計画の作成、及び指導の場の検証を行う。

(4) 研究協力校における学習障害児の支援体制の検討

校内での支援体制作り、及び校外の専門家による支援と連携の検証を行う。

(5) 都道府県内の支援体制の検討

通級指導教室、特殊学級、養護学校、教育センター等の活用方法の検証を行う。

3) 通常学級において留意して指導することとなっている児童生徒に対する指導および支援体制の充実・整備等に関する研究

(研究の趣旨及び目的)

障害によるさまざまな困難を有する児童生徒が通常学級において教育を受ける機会が増えてきた。しかしながら、そのような児童生徒に対する実際的な教育活動や支援体制の在り方については、それぞれの学校によって模索的に行われているのが現状である。

本研究は、このような現状を踏まえ、上記のような子どもに対して、特殊教育と通常教育の分野の連携のもと、一人一人の個や集団を配慮した具体的な教育活動やそのための支援体制がいかに通常教育において展開されるべきかを明らかにするものである。

(研究全体の概要)

あらためて障害観、教育観、人間観について多角的な検討を行うとともに、そこから得られた知見をもとに、各学校で行われている上記のような児童生徒に対する実際的な活動における工夫や課題について事例的に検討する。

事例の対象となるフィールドは、

- ・通常学級（上記のような児童生徒が在籍する）
- ・特殊学級設置校
- ・交流を行っている小・中学校

以上などの教育の場を予定しているが、その他医療や福祉の分野における関係機関との連携についても、研究フィールドの視野に入れる。

4) 盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的な研究

— 自立活動を中心に —

(研究の趣旨及び目的)

盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領の改訂により、従来の「養護・訓練」が新たに「自立活動」に改められ、その自立活動の指導に当たって個別の指導計画を作成することが求められている。

自立活動は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するための教育活動であり、この領域をどのように指導していくかは、教育現場での実践を通じての検討が急

務の課題であるとする。

自立活動の指導を行うに当たって、各学校では、これまでの養護・訓練における指導で積み上げられた蓄積を生かしつつ、指導計画に基づいたさらにより広い観点からの創意工夫にある指導のあり方を、具体的に探っていく必要がある。

本研究では、新学習指導要領の大きな改善事項である自立活動に焦点を当て、総合的に「生きる力を育む」教育活動に関する実際の検討を行う。

(研究全体の概要)

今年度は2年目であり、昨年度の研究の体制整備及び研究デザイン検討をうけ、研究を継続する。

1. 自立活動の指導の場に関する状況についての実態調査の実施

- (1) 各学校において、自立活動を実際にどのように取り扱おうとしているか、担当する教員の専門性をどのように捉えてどのように配置しているか、現状を調査し、実情を把握する。
- (2) 現在取り組みを進めている研究協力校等における自立活動に係る教育課程編成及び教育活動の展開に関する状況を現地調査する。

2. 子どもの実態に即した自立活動の指導に関する実践事例研究の実施

- ・研究協力校等における実践事例に基づき、自立活動の指導計画および個別の指導計画の作成、自立活動の指導のあり方を検討する。

3. 個に応じた教育活動の展開に関する学校システムの研究

- ・個に応じた指導を充実させるため教員の創意工夫を生かす学校システムを検討する。

4. 特殊教育諸学校の今後のあり方に関する研究

- ・現在取組を進めている先進的な自立活動の指導に基づいて、今後の盲・聾・養護学校のあり方について考察する。

5) 多様化している情緒障害児教育における一貫性と継続性に関する実際研究

(研究の趣旨及び目的)

情緒障害児の教育的処遇は、早期から高等学校にいたる過程で、通常学級、通級指導教室、特殊学級、養護学校の間での移行を経験することが多く、その指導方針に一貫性を持たせることが困難な状況が少なからずみられる。一方、情緒障害児の教育は、その効果の発現には時間がかかることが多く、教育の成果の長期間に亘る積み重ねが重要であるため、長期的な展望と一貫した指導方針が必要とされる。そこで、教師の交代や移行があっても一貫性や継続性が保持されるために必要なことがらを明らかにし、その実現に必要な具体的な方法の開発を目的とする。

(研究全体の概要)

本研究は、平成8年度から10年度にわたって行った特別研究「自閉症児の早期療育・教育における連携システムに関する研究」の成果を引き継ぎ、さらに発展させていく方向で実施する。すなわち、早期においては各療育施設、医療、福祉関連機関等の社会資源を活用することが多いが、それらの機関同士及び就学後の小学校が連携し、相互に情報や意見を交換して、同時に他機関での対応を受けても、また、移行の際にしても、受ける療育や教育に一貫性と保持していけるような情報の交換と蓄積のシステムとして、

仮称「拡大版母子手帳」を試作した。これを就学後そして社会への移行の時期まで広げ、個別の指導計画と効果的にリンクさせる方向性で研究を進める。当然、個別の指導計画の作成に際して、過去の情報を生かしながら作成時点の実態を適切に把握する方法、それに基づいて指導計画をどのように立てるか、どのように実践するのか、一定期間毎の評価をどのようにするのかについても検討し、できるだけ具体的な方法を開発していくことを目指す。

6) 教材教具の試作研究「重度・重複障害児のための『応答する環境』の開発に関する実際研究」

(研究の趣旨及び目的)

子どもは様々な遊びの中で主体的に自己決定しながら周囲の人やものにかかわっていく態度、意欲を育てていくが、重度の障害のある子どもたちは、発達の初期段階から運動・移動及びコミュニケーションの制約により、生活の中で遊びを主体的に選択し、十分にその活動を楽しみながら、遊びを発展させる機会に乏しい。

盲・聾・養護学校においては、「自立活動」を中心に自立を目指した障害のある子どもの主体的な活動を促す取り組みがなされようとしているなかで、アシスティブテクノロジーの発展により、様々なスイッチを活用したおもちゃやパソコン等を利用したコミュニケーションエイドなどに関心が高まっている。

しかし、これらのエイドを早期に利用することに対して現場の抵抗感があり、利用者としての子どもや保護者にとっては情報不足や子どもへの適合性、その効果について確かめる機会が非常に制約されており、結果的にこれらの機器が生活の場で十分に活用されきれないケースが多く、機器の導入にあたり、子どもの視覚・聴覚等の感覚機能や運動機能等の評価に基づいた実際的な研究が必要である。

本研究では、障害の重い子どもにとって応答性の高い創意工夫された教材・機器等を収集し、それぞれの評価を行いながら、個々の子どもの障害の状態を把握し、生活の中でニーズに対応した改造あるいは試作を行い、障害の重い子どもにとっての「応答する環境」を構築するための方法及び内容について検討していくことを目的とする。

(研究全体の概要)

平成12年度から平成13年度までの2年間の研究計画であり、今年度は2年目として研究を継続する。

1. 障害の重い子どもの遊びの拡大をはかる教材の開発を行う。
 - ① スwitchの発見を促す教材ユニット群の試作を行う。
 - ② スwitchを使った外界への働きかけを楽しむ教材ユニット群の試作を行う。
2. 障害の重い子どもの自己表現を促す教材ユニット群の試作を行う。
3. スwitchを使った生活環境を主体的に制御する教材ユニット群の試作を行う。
4. 本研究所の教育相談、研究協力校、療育機関、通所施設等において、開発した機器等の活用とフィードバックによる改善を行う。

7) マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発

(研究の趣旨及び目的)

近年の情報技術の発展に伴い、「マルチメディア」と呼ばれる新しい技術が急速に普及するようになって

できた。「マルチメディア」は、教育において新たな可能性をもたらすものとして期待されており、特殊教育においても障害のある児童生徒の学習及び指導に新たな可能性をもたらすものと考えられる。本研究では、この「マルチメディア」と呼ばれる新しい技術をどのように活用すれば、障害のある子どもにとって有益なものにすることができるかということについて検討を行うことを目的としている。

(研究全体の概要)

本研究では、次の3つの研究課題に沿って研究を行う。

1) 障害のある子どものマルチメディア利用環境の改善に関する検討

障害のある子どもがインターネット及びマルチメディア教材を利用する場合の入出力を含む利用環境の改善に関する検討を行う。

2) 特殊教育におけるテレビ会議システムの利用に関する検討

本研究、特殊教育センター、特殊教育諸学校、特殊学級等の間で、テレビ会議システムを利用し、教育的相談における利用の可能性と配慮すべき課題について検討する。

3) 特殊教育におけるビデオ・オン・デマンドシステムの利用に関する検討

ビデオ・オン・デマンド (VOD) システムの特殊教育における利用の可能性と配慮すべき課題について検討する。

8) 21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究

(研究の趣旨及び目的)

特殊教育諸学校や特殊学級においては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開することが求められている。特に今回の改訂によって導入された自立活動や総合的な学習の時間をどのように意義付け、どのように実施し定着を図っていくかが教育課程上の課題となっているところである。

ところで現在、特殊教育諸学校の教育課程は、基本的には、幼稚部については、幼稚園に準じた領域と自立活動で、また、小学部・中学部・高等部については、小学校・中学校・高等学校に準じた各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に加えて自立活動で編成されている。また特殊学級も、必要がある場合は、盲・聾・養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考とした特別的教育課程を編成することができることとされている。しかし、どのように準じるのか、どのような特別的教育課程が望ましいのか、教育関係者の間で種々論議がなされてきている。このことについてはまた、各学校・学級が障害のある子どもの「生きる力」ということをどのように捉え、教育指導を行うかということとも大きく関係しているように思われる。

このような状況を踏まえるとき、学校教育の目的・役割は何かということを念頭におきながら、改めて特殊教育における教育課程の基本的あり方を整理するとともに、どのような教育内容をいかに編成し、提供することが望ましいかを再検討する必要がある。

(研究全体の概要)

- ① 全国の特殊教育諸学校及び小・中学校の一定数をサンプリングし、調査(郵送によるアンケート調査及び訪問調査)を行い、各学校における教育課程編成の基本的方針、編成・実施の現状(個別の指

導計画、交流教育を含む)と課題を探る。

- ② ①の調査をもとに、特殊教育の目的・役割がどのように捉えられているか(教育観・障害者観)を探るとともに、障害のある子どもの「生きる力」についての理解の現状を整理する。
- ③ ①、②の研究を通じ、特殊教育における評価について、今後のあるべき方向性を探る。

9) 特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究

(研究の趣旨及び目的)

平成10年の中央教育審議会答申以来、特殊教育諸学校が単に校内において在籍する児童生徒の教育を行うだけでなく、これまで蓄積してきた特殊教育に関するノウハウを活かし、地域において障害のある子どもの教育に関するセンター的な役割を担う機能を整備する必要性が指摘されてきた。そしてそれは、新学習指導要領に記述されることになった。本研究では、なかでも教育相談機能に焦点をあてながら、どのように「センター的機能」の展開をしたらよいのかについて開発的な研究を行う。

(研究全体の概要)

- (1) 現在ある障害のある子どもに関する社会資源について整理する。
- (2) 特殊教育諸学校がノウハウとして持ち、提供できる内容について整理する。
- (3) 障害のある子ども、保護者や家族のもつ支援ニーズを整理する。
- (4) センター的機能(教育相談機能)を実施する学校内システム、職員配置の検討。
- (5) 他の社会資源とのネットワークをどのように構築したらよいかについて検討する。
- (6) 特殊教育諸学校が「センター的機能」(特に教育相談機能)をもつための要件を検討・整理する。